

長野県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

1 委員会の設置

長野県警察本部警務部施設装備課に、長野県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の任務

委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 長野県警察本部が契約した工事で長野県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警務部施設装備課長
委員	警務部施設装備課次長
	警務部施設装備課管理幹
	警務部会計課監査室長
	警務部施設装備課課長補佐（施設担当）
	その他委員長が必要と認める者

- (2) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、議事を主宰する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 事務局

委員会の事務局は、施設装備課施設係において行う。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から適用する。